

集団規定 2-7	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離に対する制限の緩和
外壁後退の緩和における外壁等の中心線の長さの算定	
関連条項：法第54条、令第135条の22第1号	

【内容】

・ 令135条の22第1号の外壁の後退距離の緩和における外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの算定方法については、以下のとおり取り扱う。

(1) 図1はA+B（制限を超えている外壁面位置の中心線の合計）で算定する。

(2) 図2はCで算定する。

